

「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定

I 改定の趣旨

- 「長野県いじめ防止等のための基本的な方針（平成 26 年 3 月）」策定後 3 年間のいじめ防止等の取組の現状と課題に対応する。
- 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定内容を反映させる。
（参考：いじめ防止対策推進法附則第 2 条第 1 項）
「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」

「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」の理念

いじめ問題の克服に向けて、県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

経緯

平成 24 年 8 月	「“いじめを見逃さない長野県”をめざす共同メッセージ」
平成 25 年 9 月	「（国）いじめ防止対策推進法」施行
10 月	「（国）いじめの防止等のための基本的な方針」策定
平成 26 年 3 月	「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」策定
平成 27 年 3 月	「長野県いじめ防止対策推進条例」施行
平成 29 年 3 月	「（国）いじめの防止等のための基本的な方針」改定
平成 30 年 3 月	「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」改定（予定）

II 現状と課題 (○成果 ●課題)

1 いじめの起きにくい学校づくり

- 人権教育、情報モラル教育、特別支援教育、体験・交流活動など、さまざまな教育を実施している。
- 発達障がい起因するいじめ、インターネット上のいじめ問題が発生している。

2 いじめを見逃さない教育相談体制

- いじめを見逃さないために、認知の程度は格段に上昇している。
（認知件数）H27 1,567 件 → H28 4,214 件
- 学校ごとに認知のばらつきがある。
（いじめ認知 0 の学校数）H28 194 校 / 715 校 (27.1%)
- SOS の発信は周囲が思うほど簡単なことではない。また、発信しても受け止めてもらえない場合がある。

3 いじめへの対処と重大事態への対応

- 「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止対策のための組織」はすべての学校に設置済み。
- 重大事態への適切な対応がなされず、解決に時間を要する場合がある。
- 重大事態につながりかねない案件について、県が適切に把握し、対応する仕組みが不十分。

III 主な改定のポイント

1 未然防止の取組（II 現状と課題 1）

項目	概要
① 学校の教育活動充実	・予防的・開発的生徒指導や児童生徒の主体的活動の取組支援を推進。
② 発達障がい起因するいじめの防止	・教師が「様々な発達特性で構成される集団」をマネジメントする能力を身につけ、実践的に学ぶ体制を構築し、発達障がい起因するいじめの解消を目指す。
③ ネットいじめへの対応	・官民協働の研修会の開催や情報交換等を通じた実効性のある取組の推進。

2 早期発見の取組（II 現状と課題 2）

項目	概要
① いじめの積極的な認知	・「いじめの定義」の理解促進。 ・いじめ認知件数 0 の学校の減少を目指す。
② 相談しやすい体制の充実	・子どもたちが SOS を発信しやすい環境を整備する。 ・既存の相談窓口に加え、より相談しやすい窓口の設置。

3 適切な対処や「重大事態」への対応（II 現状と課題 3）

項目	概要
① いじめの解決のための適切な対処	・県・市町村教育委員会による、より主体的な学校への支援促進。
② 重大事態への適切な対応と再発防止	・「重大事態の疑い」の段階で躊躇することなく調査を開始する。 ・調査の「再発防止の知見」を共有し、県全体で同じ過ちを繰り返さないよう徹底。

IV 今後の取組（主な施策）

1 未然防止の取組

- ① 学校の教育活動充実のための支援**
 - ・道徳の特別教科化の趣旨を踏まえた、いじめ防止教育の徹底。
 - ・「いじめ防止子どもサミット NAGANO」「高校生 ICT カンファレンス長野大会」の開催。
- ② 発達障がい起因するいじめの防止**
 - ・「長野県特別支援教育推進計画」に沿った、多様性を包み込む学校づくりの推進。
 - ・「信州子どもサポート（仮称）」による、包括的支援体制の構築。
- ③ ネットいじめの防止**
 - ・「青少年インターネット適正利用推進協議会」や県警サイバー犯罪対策室、スクールサポーターとの連携によるネット対策の取組を推進。

2 早期発見の取組

- ① いじめの積極的な認知**
 - ・学校管理職研修における周知徹底。
 - ・いじめの認知件数が 0 の学校に対する状況の聞き取り。
- ② 相談しやすい体制の充実**
 - ・「スクールカウンセラー事業」の拡充による予防的支援。
 - ・「SOS の出し方に関する教育」の推進。
 - ・「SOS を受け取る感度」を磨く「アセス（学校環境適応感尺度）」研修の実施。
 - ・「子ども支援センター」「学校生活相談センター」「チャイルドライン」による相談支援に加え、SNS（LINE 等）の活用により、「相談したい気持ち」に応える体制の本格実施。

3 適切な対処や「重大事態」への対応

- ① いじめの解決のための適切な対処**
 - ・いじめ事案の報告を受け、事例を検証・分析し、知見をすべての関係者が共有する仕組みづくり。
 - ・市町村教育委員会や「いじめ・不登校地域支援チーム」による学校の対応への助言。
- ② 重大事態への適切な対応と再発防止**
 - ・「学校支援チーム」の委員を重大事態の調査に派遣。
 - ・「子ども支援委員会」による重大事態の再調査の実施

「（国）いじめの防止等のための基本的な方針」の主な改定概要

- ❑ いじめの定義の解釈を変更：けんかやふざけ合いであっても軽視せずに、広く認知の対象とする。
- ❑ 特に配慮が必要な児童生徒への適切な支援を明示：①発達障がい②外国籍等③LGBT④震災等により避難している児童生徒。
- ❑ いじめ「解消」の定義を詳細に規定：①行為が少なくとも 3 ヶ月止んでいること②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ❑ 「重大事態」再調査の判断基準を明示：①新しい事実が判明 ②事前に確認した調査事項について、調査が不十分 ③学校の設置者及び学校の対応についての調査が不十分 ④調査委員の選任の公平性・中立性について疑義がある場合 など

「長野県いじめ問題対策連絡協議会」で関係機関及び団体の連携を図る